

附属図書館管理の屋外施設利用に関する申合せ

平成29年3月23日
附属図書館館長決定

(目的)

- 1 この申合せは、佐賀大学附属図書館に設置する屋外施設の利用を円滑に行うことを目的とする。

(定義)

- 2 この申合せにおいて「屋外施設」とは、国立大学法人佐賀大学不動産管理規程（平成16年4月1日制定）別表で定められている附属図書館の用に供する不動産のうち図書館の屋外に設置する施設及びその土地をいう。

(利用者)

- 3 屋外施設の利用は、本学の学生及び教職員を優先する。ただし、学外の一般者の利用を妨げるものではない。

(利用申請)

- 4 利用者（学外者は除く。）は、他の者の利用を制限する場合、又は、屋外施設の一部若しくは全部を専用して利用する場合は、原則として利用予定日の3月前から2週間前までの間に、利用申請書（別紙第1）を提出し、館長の承諾を得なければならない。ただし、屋外施設の利用が、国立大学法人佐賀大学不動産貸付取扱細則（平成16年8月1日制定）に基づく利用である場合は、この申合せを適用しない。

(禁止行為)

- 5 館長は、次に掲げる目的又は行為における屋外施設の利用を禁止する。

- (1) 営利目的その他これに類する利用
- (2) 思想的・宗教的な勧誘及び布教を目的とした利用
- (3) 公序良俗に反する利用
- (4) 騒音、危険物その他ほかの利用者の迷惑になる行為
- (5) 火気又は飲酒を伴う利用
- (6) その他館長が不適切であると判断した場合

(免責事項)

- 6 屋外施設の利用は、利用者の責任において行い、屋外施設利用時におけるけが、盗難、紛失その他身体的、心理的又は経済的損害について、附属図書館は、一切の責任を負わない。

(損害の賠償)

- 7 利用者は、故意又は過失により屋外施設を汚損、破損等したときは、これを原状に回復し、又は原状回復に必要な費用を賠償しなければならない。

(その他)

- 8 この申合せにより難い事項については，館長及び利用者でその都度協議し，決定するものとする。

附 則

この申合せは，平成29年3月23日から実施する。

年 月 日

佐賀大学附属図書館屋外設備利用申込書

附属図書館長 殿

代表者氏名_____

身分【 学生 ・ 教職員 】

所属_____

学部・研究科_____

学科・課程・専攻_____

学籍番号_____

連絡先電話番号_____

連絡先メールアドレス_____

下記のとおり，屋外施設の利用を申し込みます。

なお、利用に当たっては，附属図書館管理の屋外施設利用に関する申合せを遵守します。

記

1. 利用期間 _____年 月 日（ 曜日） _____ : ~ _____ :

2. 利用目的 _____

3. 利用範囲 一部（範囲： _____） ・ 全部

*ご記入いただいた個人情報は適切に管理し，屋外施設の利用以外の目的には利用いたしません。

年 月 日

佐賀大学附属図書館屋外設備利用許可書

殿

附属図書館長

以下の屋外設備の利用を許可します。

なお、利用に当たっては、附属図書館管理の屋外施設利用に関する申合せを遵守してください。

記

1. 利用期間 _____ 年 月 日 (曜日) _____ : _____ ~ _____ : _____

2. 利用目的 _____

3. 利用範囲 一部 (範囲 : _____) ・ 全部